

議事日程(第2号)

令和6年3月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第 2号 須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定について
日程第 2 議案第 3号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第 4号 町道路線の認定、変更及び廃止について
日程第 4 議案第 5号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
日程第 5 議案第 6号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 6 議案第 7号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第 7 議案第 8号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 8 議案第 9号 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 9 議案第10号 令和5年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第10 広報特別委員会の定数の追加及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定について
日程第 2 議案第 3号 須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第 4号 町道路線の認定、変更及び廃止について
日程第 4 議案第 5号 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第8号)
日程第 5 議案第 6号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 6 議案第 7号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第 7 議案第 8号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 8 議案第 9号 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第 9 議案第10号 令和5年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第10 広報特別委員会の定数の追加及び委員の選任について

出席議員(13名)

1番	平山諭	2番	川原幸治
3番	白水春夫	5番	男澤一夫
6番	稲永辰己	7番	川口満浩
8番	百田輝子	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	今村桂子
12番	三上政義	13番	田ノ上真
14番	松山力弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	梅野猛	主任主事	吉開英
----	-----	------	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	猪股清貴	税務課理事	合屋真由美
総務課長	諸石豊	都市整備課長	世利昌信
まちづくり課長	欠席	地域振興課長	平山幸治
税務課長	中牟田健	福祉課長	安河内ひとみ
住民課長	百田敦	会計管理者	横山剛
健康増進課長	舩本直明	学校教育課長	吉本孝治
ふるさと応援課長	船井弘喜	子育て支援課長	稲岡慎太郎
社会教育課長	伊藤泰彦	上下水道課事業課長	岩崎勝
上下水道課管理課長	権藤武範	総務課参事	黒川忠敬
総務課課長補佐	石津伸篤	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

ここで、吉川まちづくり課長より、本日の会議について欠席の届け出がっておりますので、御報告いたします。

日程第1. 議案第2号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第2号須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第2号須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、令和5年12月13日から施行されたことに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正では、現行法上の「特定空家」の前段階に相当する「管理不全空家」というものが新設されております。行政が早期に介入することで空き家所有者に管理を促し、周囲へ悪影響を及ぼす特定空家化を未然に防ぐことを目的としております。現状、特定空家の認定がないと勧告や命令ができませんでしたが、この改正により、管理不全空家にも勧告や命令ができるようになります。その他、空き家の活用拡大、支援法人への指定、緊急時の障壁除去等が規定されております。

2ページをお開き下さい。

今回の法改正に合わせて、条例では、定義、第2条第2号で、長屋及び共同住宅等の住戸を「法定外空家等」と定めており、以降、空き家等にこの法定外空家等を追加しております。

その他、上位法の規定に準ずるよう定めております。

もともと、空地条例に空き家の規定を追記しておりましたが、この法改正を機に新規に空き家を重視し、リニューアルするものです。

8ページをお開き下さい。

附則第1条で、この条例は公布の日から施行する。第2条で、これまでの空地等の環境保全に関する条例は廃止するとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第2号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第2号須恵町空家空地等の適正管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第3号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

提案理由としまして、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月22日に公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の改正では、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備により、引用する法律の項ずれが生じたことによる改正とその他所要の改正を行うものです。

新旧対照表を御覧ください。

項ずれ以外では、内閣府令の改正により、第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正。

第23条では、特定教育・保育施設に重要事項を園内に掲示することが義務づけられていますが、自動公衆送信、つまりネット上でも閲覧可能（DL含む）にするよう文言が追加されています。

第36条第3項では、幼稚園が3歳以上の保育認定の子どもに対して教育を提供するに当たって規定している内容ですが、上位法令に読み替えの不備があったため、今回はその不備を補正する文言の追加がなされています。

3ページ、附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません。

か。——討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第3号須恵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3. 議案第4号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第4号町道路線の認定、変更及び廃止についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第4号町道路線の認定、変更及び廃止について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定、変更及び廃止の必要が生じたので提案するものです。

今回、路線の認定は3路線、変更及び廃止はそれぞれ1件です。

2ページをお開き下さい。

図面番号①、路線番号、その他の町道716号。路線名、大塚13号線。

この路線については、既存の道路を町が整備改良したもので新規認定を行うもの。ほか2路線は、いずれも民間の開発行為の宅地分譲等において、公衆用道路として寄附を受けた道路です。一般公共道路として新規認定を行うものです。

3ページをお開き下さい。変更路線についてです。

図面番号④、路線番号、その他町道448号。路線名、甲植木駅組4号線。

これは、民間の開発に伴い、既存の町道を延伸するものです。

4ページをお願いします。廃止路線についてです。

図面番号⑤、路線番号、その他町道485号。路線名、植木粕屋線。

この路線については、既に町道認定しており、筑紫野古賀線門松バイパスの開通により供用開始する予定でしたが、起点終点と同じ筑紫野古賀線であることから、バイパスと同様、引き続き県が管理することとなり、一般公共道路として供用する必要がなくなったため、廃止するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第4号町道路線の認定、変更及び廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第5号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第5号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第5号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第8号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億4,629万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億7,737万2,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正。地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしております。

第3条、繰越明許費の補正。繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細な説明については省略いたします。

質疑として、歳入、1款1項町民税の増収について、増収は景気の上向きと捉えられるかとの認識を問うもの、答弁として、町県民税等の税収の増加は納税者が249人増加したことが関係しているというものでした。

同じく、関連で、他市町へのふるさと納税により寄附金税額控除額、いわゆる町税の減収分に

ついて問うものです。答弁として、令和4年度の寄附金に対して、令和5年度の課税分の控除額は4,274万2,000円。令和5年度ふるさと納税をされた方は、今現在、確定申告をされていますので、令和6年度の町県民税に反映されるというものでした。

歳出、2款1項ふるさと応援寄附金事業について、能登半島地震の影響の可能性を問うもの。答弁として、須恵町のふるさと納税のピークは12月であり、地震発生は1月なので、時期がずれていることから判断は難しい。しかしながら、地震に対する災害支援寄附金は集まっているものと思われるというものでした。

同じく、関連で、事業の目標額に届かなかった要因を問うもの。答弁として、総務省の通知による指示が厳格化したことが主要因と考えられる。一例として、ワンストップ特例制度の適用除外や返礼品に対しても除外措置がなくなった。特産地に対する規制も厳格化することで、通知以降は返礼品に対する寄附金額が上昇し、お得感が薄れた。その中で頑張った返礼品もあったが、全体としてこのような結果になったというものでした。

同じく、2款1項オープンイノベーション戦略事業について、特産品開発の成果を問うもの。答弁として、4件の新商品を産み出すことができたというものでした。

3款1項一般福祉総務事業について、福祉計画策定業務委託の入札不調につき対応を問うもの。答弁として、年度内に職員で作成するというものでした。

同じく、3款1項高齢者福祉総務事業について、敬老金の執行残を問うもの。答弁として、予算計上時に積算した人数から実施に係る9月1日時点の集計ではこのようになっている。既に不在になっているなどの様々な事情が考えられるというものでした。

同じく、3款1項ひとり親家庭等医療費助成事業と3款2項子ども医療費助成事業について、国県支出金の減額は、減額であるものの事業として増額補正になっている理由を問うもの。答弁として、その事業に町独自の助成があると、その分は県の補助の対象外となるので、そのような結果になることもあるというものでした。

同じく、3款1項障がい者福祉サービス事業について、福祉タクシー利用助成金の決算見込みによる減額を問うもの。答弁として、原則として、4月1日にタクシーチケットをお渡ししているが利用されない方もいるというものでした。

6款1項堆肥センター管理運営事業について、事業終了に当たりホイールローダー等の処分について問うもの。答弁として、売却するというものでした。

10款3項須恵東中学校維持管理事業について、草木等手入業務の入札不調につき対応を問うもの。答弁として、来年度に予算計上をする。急斜面でもあり、専門職に委託しているというものでした。

同じく、10款5項文化会館維持管理事業について、空調機の不調を問うもの。答弁として、

機械の設定を調整することで現在は解消しているというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので質疑を省略し、これより議案第5号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第5号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第5号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第8号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第6号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第6号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第6号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億1,736万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしています。

事項別明細書6ページ、歳入です。

1款1項国民健康保険税3,486万円の減額は、被保険者数の減少に伴う決算見込みによるものです。

2款1項1目督促手数料10万円の減額も、決算見込によるものです。

8ページ、3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備国庫補助金7,000円の増額は、マイナンバーカードの健康保険証一体化の広報にかかるものです。

4款1項1目保険給付費等県交付金94万4,000円の増額は、特別交付金の交付決定通知による特別調整交付金等の増額によるものです。

5款1項1目一般会計繰入金2,727万7,000円の増額は、その他一般会計繰入金の増額によるものです。

10ページ、6款1項1目繰越金714万2,000円の増額は、前年度の繰越金です。

7款1項1目一般被保険者延滞金10万円の減額は、国保税滞納延滞金の1月末時点の収入済み額による補正です。

12ページ、3項1目一般被保険者第三者納付金50万円の減額と、3目一般被保険者返納金17万円の増額は、決算見込みによるものです。

続いて、14ページ、歳出です。

1款1項1目一般管理費5万5,000円の減額。

6款1項1目保健事業費1万5,000円の減額は、人件費の決算見込みによる減額。

2項特定健康診査等事業費5万円の増額は、通信運搬費の決算見込みによる増額で、特定健診、集団検診を3月に追加実施する事による特定健康診査受診勧奨通知の追加発送費用です。

質疑として、特定健診実施率についての質疑があり、11月末の見込みで約25%で、前年度比2.5ポイントから2.7ポイント受診率が下がっているとの答弁でした。

特定健診、集団検診の追加実施の日程についての質疑に、3月18日の1日限りの予定で、未受診者の駆け込み受診を期待しているとの答弁でした。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で、可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第6号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第6号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第7号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第7号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第7号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,401万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,900万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるとしています。

事項別明細書6ページ、歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料387万円の減額。

2目普通徴収保険料1,134万3,000円の増額は、令和6年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。

3款1項1目一般会計繰入金77万3,000円の減額は、広域連合通知による保険基盤安定繰入金の補正です。

4款1項1目繰越金2,707万5,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,824万1,000円を含めた補正です。

5款4項1目雑入24万4,000円の増額は、前年度事務費負担金の返還金です。

8ページ、歳出です。

1款1項1目一般管理費20万8,000円の減額は、決算見込みによるものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3,422万7,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金の増額補正となります。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第7号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第7号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第8号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第8号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第8号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,916万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億179万円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものとしております。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1、変更は、限度額のみの変更です。

下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,560万円を2,850万円に変更。これは建設費の確定によるものです。

多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億1,870万円を1億3,870万円に変更。これは町の工事量の減によるものです。

公営企業会計適用債、限度額360万円を210万円に変更。これは対象事業の減によるものです。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入です。

主なものは、1款分担金及び負担金1,393万8,000円の増額補正は、決算見込みによるものです。

3款国庫支出金1,340万円の減額補正は、交付額の確定によるものです。

6款繰越金693万4,000円の増額補正は、繰越額の確定によるものです。

7款諸収入192万5,000円の増額補正は、多々良川流域下水道維持管理負担金の前年度分の清算返還金の確定によるものです。

8ページ、9ページをお願いいたします。

8款町債8,860万円の減額補正は、1節下水道事業債、流域下水道建設費負担金分は、多々良川流域下水道建設費の確定によるもの、その下の流域関連公共下水道分は、町の公共工事の減によるものです。

4節公営企業会計適用債は、対象事業の減によるものです。

10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出です。

主なものは、1款1項1目一般管理費655万8,000円の減額。1、職員人件費は、職員

の異動及び人事院勧告によるものです。2、公共下水道管理事務及び3、公共下水道事業財務事務の減額は、いずれも執行残によるものです。

2目賦課徴収費170万円の減額は、執行残によるものです。

3目下水道施設整備基金費は1,255万4,000円の増額です。

2款1項1目公共下水道事業費7,918万5,000円の減額です。1、職員人件費は人事院勧告によるものです。2、公共下水道施設整備事業事務及び3、流域下水道建設費負担金は、いずれも執行残分の減額です。

12ページ、13ページをお願いいたします。

2目下水道維持管理費400万円の減額補正。

10節需用費は、修繕料の執行残によるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第8号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第8号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第9号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第9号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第9号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,301万円とする。

第2項、款項の区分及び金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしております。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入です。

3 款繰入金 3 6 1 万 1, 0 0 0 円の減額補正は、収支調整によるものです。

4 款繰越金 3 6 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、前年度繰越額の確定によるものです。

8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出です。

3 款 1 項 1 目元金、補正額はありませんが、2 2 節償還金利子及び割引料で、借入先の変更による増減を行っております。

2 目利子、補正額 1 万円の増です。

2 2 節償還金、利子及び割引料は、主に町債の利率見直しによるものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 9 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 9 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第 9 号令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 1 0 号

○議長（松山 力弥） 日程第 9、議案第 1 0 号令和 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。1 0 番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第 1 0 号令和 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

補正予算書の 1 ページをお願いします。

第 2 条の収益的収支と第 3 条の資本的収支は、実施計画内訳書にて説明いたします。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、収入です。

1 款水道事業収益 1 項営業収益 3 目その他営業収益 1, 7 0 0 万円の増額補正は、給水申込加入金の決算見込みによるものです。

次に、支出です。

主なものは、1 款水道事業費 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費 6 1 3 万 4, 0 0 0 円の減額補正です。職員人件費は人事院勧告によるものです。委託料及び動力費は、執行残分の減額、受水費は、太宰府に融通したことによる減額です。

2 目配水及び給水費 1 6 3 万 8, 0 0 0 円の減額補正は、職員人件費は人事院勧告によるもの、動力費は執行残による減額です。

6 ページ、7 ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入です。

1 款資本的収入 1 項負担金 1 目負担金、補正額 3, 0 2 0 万円の減額補正。工事負担金は、下水道管布設工事に伴う移設補償費で、関連工事の減によるものです。

支出です。

1 款資本的支出 1 項改良費 2 目配水施設改良費 1 億 1, 2 0 0 万円の減額補正は、配水管等施設改良工事費の県道拡幅に伴う水道管改良工事について、県の発注が令和 6 年度に延期になったため減額、下水道工事に伴う工事請負費につきましては、下水道工事の減によるもの、委託料は執行残の減額です。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第 1 0 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第 1 0 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 1 0 号令和 5 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 0. 広報特別委員会の定数の追加及び委員の選任について

○議長（松山 力弥） 広報特別委員会の定数の追加及び委員の選任についてを議題とします。

議会広報の編集・発行作業及び調査研究について、より一層の充実を図るために、特別委員会の構成を各常任委員会より 2 名選出から 3 名選出に、定数 6 名で構成したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、特別委員会の構成を、各常任委員会から

3名選出し、計6名で構成することに決定しました。

なお、特別委員会委員の追加の選出については、総務建設産業委員会、川口満浩君、文教厚生委員会、平山諭君、以上のおり、各委員会から報告がっておりますので、この2名で御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、広報委員会の追加の選出は、総務建設産業委員会、川口満浩君、文教厚生委員会、平山諭君、以上の2名に決定いたしました。

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時10分より脱炭素推進調査特別委員会が開催されますので、委員の方は第1委員会室に御集合願います。

次の本会議は3月7日午前10時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時49分散会
